

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年1月21日)

【件名】

- 1 年末の総合相談窓口の開設結果について
(福祉保健課、住宅政策課) …… 1
- 2 社会福祉法人みのり福祉会に対する改善措置命令について
(福祉保健課) …… 2
- 3 「鳥取県豪雪災害復興義援金」の募集について
(福祉保健課) …… 4
- 4 鳥取発！農福連携モデル事業事例集の刊行について
(障がい福祉課) …… 5
- 5 全国的なフォーラム（アメニティフォーラム15）における鳥取県施策
（あいサポート運動、農福連携等）の周知について
(障がい福祉課) …… 6
- 6 第1回子育て王国とっとり推進会議の開催について
(子育て支援総室) …… 8
- 7 施設入所措置費等の徴収基準額の算定に係る規則の一部改正について
(子ども発達支援課、子育て支援総室) …… 10
- 8 新たに策定する地域医療再生計画の概要について
(医療政策課) …… 12
- 9 王子製紙株式会社米子工場からの水酸化ナトリウム流出事故について
(医療指導課) …… 13
- 10 県内のインフルエンザ流行開始について
(危機管理チーム、健康政策課) …… 14
- 11 感染症の予防のための施策の実施に関する計画（鳥取県感染症予防計画）の
改正について
(健康政策課) …… 16

福祉保健部

年末の総合相談窓口の開設結果について

平成23年1月21日
 福祉保健課
 くらしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

求職中の生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取労働局、鳥取県社会福祉協議会と共催で「総合相談窓口」を開設しましたので、その結果を報告します。

1 日 時

平成22年12月29日(水)～30日(木) 8:30～17:15

※ 昨年同様2日間実施

2 場 所

県内3カ所(県庁・中部総合事務所・西部総合事務所)

3 相談件数 延べ26件(18人)

	相談者数 (人)	相談内容(件)						計
		職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	制度融資	その他	
県庁	12	3	4	5	2	3	1	18
中部総合事務所	1			1				1
西部総合事務所	5	2	1	3	1			7
計	18	5	5	9	3	3	1	26

4 主な相談内容

- 生活保護制度の内容に関する相談
- 仕事がなかなか見つからず、今後の生活に関する相談
- 資金繰りに関する相談

※生活福祉資金貸付に関しては、ハローワーク等からの紹介で、12月中旬以降28日までに滑り込みで19件余りの申請があったため、昨年度に比べて相談が減少したものと推測される。

<参考> (平成21年度相談内訳別件数)

	相談者数 (人)	相談内容(件)					計
		職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	その他	
県庁	17	4	11	5	3	3	26
中部総合事務所	2	1		1			2
西部総合事務所	15	5	13	5	1		24
計	34	10	24	11	4	3	52

社会福祉法人みのり福祉会に対する改善措置命令について

平成23年1月21日
福祉保健課

社会福祉法人みのり福祉会に対して、下記のとおり社会福祉法第56条第2項の規定に基づき改善措置の命令を行いました。

記

1 指導監査の根拠

社会福祉法第56条第1項、老人福祉法第18条第2項、児童福祉法第46条第1項

2 指導監査の概要

(1) 監査員

鳥取県福祉保健部福祉保健課職員、中部福祉保健局職員、公認会計士（県非常勤職員）同行

(2) 指導監査の経過

- ・ 平成20年度分監査 (平成22年7月8日、9日、12日：3日間)
- ・ 平成21年度分監査 (平成22年9月2日、3日：2日間)
- ・ 特別監査 (平成22年9月6日、12月3日：2日間)
- ・ 監査結果通知 (平成22年10月5日)
- ・ 監査結果に対する回答 (平成22年10月20日)
- ・ 関連施設の現地確認、聴き取り (平成22年10月22日、12月1日)
- ・ 弁明の機会の付与 (平成22年12月15日)
- ・ 法人の弁明書提出 (平成22年12月27日)

3 改善措置命令日

平成23年1月6日（木）

4 相手方

社会福祉法人みのり福祉会 理事長 村田 実（むらた みのる）

5 改善命令内容

別紙のとおり

6 改善報告書の提出期限

平成23年3月7日（月）

7 県の対応

- (1) 平成22年度鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金の支給を停止済み
保育所3カ所、母子生活支援施設1カ所 計9,494,000円
- (2) 平成22年度民間施設給与等改善費の支給を停止済み
母子生活支援施設1カ所
停止時期 平成23年1月6日から
停止金額 月額373,890円（1月は日割り計算する）

社会福祉法人みのり福祉会に対する改善措置命令内容について

平成23年1月21日

福祉保健課

1 改善措置命令内容

- (1) 特別養護老人ホーム入所者が実費負担すべき施設への預け金、介護保険利用料及び介護報酬が簿外経理されているので、経理処理の適正化を図るとともに、収入支出の実態を明らかにすること。
- (2) 母子生活支援施設の整備に関する借入金の償還について、措置費からの限度額を超えた支出を行っているので、取りやめること。
- (3) 授産会計から本部会計への資金異動、本部会計と施設会計間における年度内精算されていない貸付けなど、不適正な会計処理を是正すること。
- (4) 授産施設における造成工事費用に係る金銭消費貸借契約について、金融機関から借入れを行った役員と、法人が理事会の議決により返済先とした役員とが異なっているので、経緯を明らかにすること。
- (5) 職員の退職に伴う事務処理が適正に行われていない事例があるので、今後は、退職手続の適正化を行うこと。
- (6) 公益事業として実施されている診療所について、法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障を来すおそれがあるので、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。
- (7) 施設整備に要する借入財源が理事会で事後承諾になっている事例や、理事会が適正に開催されたことが確認できない事例があるなど、法人の意思決定過程が不透明なので、理事会を適正に開催すること。また、評議員会の牽制機能によって、理事会及び法人運営の適正化を図ること。
- (8) 法人本部の事務局において、契約や理事会の開催等の事務処理が特定の者に集中し、複数の担当によるチェックができていないので、事務処理体制を見直し、内部牽制体制の確立を図ること。

2 今後の予定

法人から提出される改善報告書によって、さらなる処分が必要かどうか、検討を行う。

「鳥取県豪雪災害復興義援金」の募集について

平成23年1月21日

県政推進課

福祉保健課

平成22年12月31日から山陰地方を襲った記録的な大雪により、本県では、漁船の沈没や転覆、ビニールハウスの倒壊など甚大な被害を受けました。この豪雪により被災された農林水産業等に携わる方々等の復興の一助とするため義援金を募集します。

1 義援金の名称

鳥取県豪雪災害復興義援金

2 趣旨

平成22年12月31日からの豪雪により、多大な被害を受けた農林水産業者等の復興の一助とするため義援金を募集します。

集まった義援金については、鳥取県、社会福祉法人鳥取県共同募金会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会で構成される「鳥取県豪雪災害復興義援金配分委員会」に拠出します。義援金の配分については、義援金配分委員会において決定し、被害を受けられた県内の農林水産業者等に配分します。

3 受付期間

平成23年1月19日（水）から2月28日（月）まで

4 実施主体

鳥取県、社会福祉法人 鳥取県共同募金会

5 実施方法

(1) 募金箱の設置

【鳥取県】 県庁（県民課）・各総合事務所県民局・各県外本部

【共同募金会】 鳥取県共同募金会（鳥取県立福祉人材研修センター内）

(2) 口座振込み

名 義 等	金融機関	支 店 名	口座番号
【鳥取県】 鳥取県豪雪災害復興義援金 鳥取県福祉保健部長 林由紀子	山陰合同銀行	鳥取県庁支店	(普) 3627889
	鳥取銀行	鳥取県庁支店	(普) 0020146
【共同募金会】 社会福祉法人鳥取県共同募金会 ※「豪雪災害復興義援金」と明記	山陰合同銀行	湖山支店	(普) 3607893
	鳥取銀行	湖山支店	(普) 0003891

(3) 現金書留による送金

【鳥取県】 送付先：鳥取県福祉保健部福祉保健課

【共同募金会】 送付先：鳥取県共同募金会（鳥取県立福祉人材研修センター内）

鳥取発!農福連携モデル事業事例集の刊行について

平成23年1月21日
障がい福祉課

鳥取県では本年度から、障がい者の就労の場として、農業分野での就労を促進するため鳥取発!農福連携モデル事業に取り組んでいます。この取り組みの事例を紹介する小冊子を手作りで製作しました。

1. 刊行物の名称 「鳥取発!農福連携モデル事業 事例集」
2. 刊行年月日 平成22年12月28日
3. 種別・規格 小冊子、A5判、48頁、4色刷り
4. 刊行元 鳥取県福祉保健部障がい福祉課 (電話 0857-26-7889)
5. 発行部数 600部
6. 配布先 関係農家、就労系障がい者福祉施設、市町村など
7. 入手先 県庁障がい福祉課
東部・中部・西部の各総合事務所福祉保健局
8. 有償・無償の別 無償
9. その他 県ホームページに掲載
「鳥取発!農福連携モデル事業」特設サイト
<http://www.pref.tottori.lg.jp/noufuku/>

全国的なフォーラム（アメニティフォーラム15）における 鳥取県施策（あいサポート運動、農福連携等）の周知について

平成23年1月21日
障がい福祉課

県では、障がいの有無にかかわらず暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現するため、鳥取発「あいサポート運動」を推進しています。

この運動をはじめ、県独自で取り組んでいる事業を全国に紹介するとともに、全国の関係者との交流を通じて県の施策の充実を図るため、平成23年2月4日(金)～6日(日)の3日間に滋賀県で開催されるアメニティフォーラム15の会場内に鳥取県の展示ブースを出展するとともに、シンポジウムにおいて県の施策説明を行う。（アメニティフォーラムへの自治体の出展は全国初めて。）

1 アメニティフォーラム15について（詳細は別紙参照）

全国の福祉に携わっている、政治家、自治体首長、有識者、報道関係者、関係団体、行政機関などいろいろな方々が立場を超えて集い、障がいのある人と家族が快適で豊かな地域生活を送ることができる社会づくりを提案するため、さまざまな情報の収集や交換、問題点等に対する議論を夜を徹して行うとともに、ネットワークを築くことを目的に、平成9年から滋賀県大津市で開催されており、今年で15回目を迎える日本で最大規模の民間による福祉に関するフォーラム。

2 日程

平成23年2月4日(金)午後0時30分～6日(日)午後1時20分の3日間

3 場所

大津プリンスホテル（滋賀県大津市におの浜4-7-7）

4 出展物

「あいサポート運動」、「鳥取発！農福連携」事業、は一とふるTOTTORI等についての周知パネル、チラシ等の展示、説明

5 シンポジウム

日時 平成23年2月5日(土)午後10時15分～6日(日)午前1時

内容 「あいサポート運動」や「鳥取発！農福連携」事業等の鳥取県施策の説明

アメリティーフォーラム15

～色々と名前を変えて、今年で15回目。～ テーマ:おじれ国会だからできることがある! 記念大会

第1日目
2月4日(金)

11:00~ 受付開始.
12:30 推進会議室長による 障がい者制度改革推進会議の進捗状況について 東俊裕 (弁護士/障がい者制度改革推進会議・室長)
13:30 総合福祉部会の委員による シンポジウム 北野誠一 (おおさか地域生活支援ネットワーク理事長) 氏田照子 (JDDネット副代表)
14:50 総合福祉部会がめざすこと 田中正博 (全国地域生活支援ネットワーク代表) 司会:村上和子 (全日本手をつなぐ育成会「手をつなぐ」編集長)
15:00 基調対談 分配・再分配問題としての障害者福祉問題 権文善一 (慶応義塾大学高学部教授) 聞き手:野沢和弘 (全国地域生活支援ネットワーク)
16:40 内閣官房社会保障改革室長による特別講義 社会保障制度の将来ビジョン ~介護・医療・年金、そして障害者福祉は~ 中村秀一 (内閣官房社会保障改革担当室長)
18:00 チェックイン+夕食
20:00 今後の障害福祉について 土生栄二 (厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課長)

21:15 分科会① 『知ってください、地域生活定着支援センターを!』
伊豆丸剛史 (長崎県地域生活定着支援センター 所長補佐)
益子千枝 (大阪府地域生活定着支援センター 相談員)
植木芳光 (大津保護観察所 保護観察官)
濱本耕司 (滋賀刑務所 社会福祉士)
コーディネーター:中村良 (滋賀県地域生活定着支援センター主任相談員)
分科会② 今後の相談支援事業のあり方に対する議論。
門屋充郎 (総合福祉部会 選択と決定:相談支援プロセス作業部会副議長)
公断シンポ 専門員協会は本気で法制化を考えている!(のか)
門屋充郎 (日本相談支援専門員協会代表)
玉木幸則 (日本相談支援専門員協会副代表)
福岡寿 (日本相談支援専門員協会副代表)
運塚昭彦 (厚生労働省障害福祉課 相談支援専門官)
コーディネーター:片桐公彦 (全国地域生活支援ネットワーク)
分科会③ *相談支援公開研究会
1. ベアレントトレーニング 井上雅彦 (鳥取大学医学部教授)
2. 教育現場における行動分析 肥後祥治 (熊本大学教育学部准教授)
3. 現場事例から 田邊貴仁 (鹿児島県こども総合療育センター)
分科会④ *発達障害特別講座
分科会⑤ これまでの障害福祉サービスをふりかえる
蒲原基道 (元厚生労働省 障害保健福祉部企画課長)
戸枝陽基 (全国地域生活支援ネットワーク)
曾根直樹 (全国地域生活支援ネットワーク)
大原裕介 (ゆうゆう24 所長)

第2日目
2月5日(土)

24:00

総合・障害者福祉コース	未安民生セミナー	発達障害・権利擁護コース
8:30 障害がある人が地域で暮らすための医療の役割 原中勝征 (日本医師会会長) 聞き手:笠原吉孝 (滋賀県医師会会長)	10:00~12:00 人を助ける仕事 ~生きづらさと自分らしさ~ 未安民生 (慶應義塾大学准教授) *50人限定	9:00 神経科学と認知研究からみた自閉症スペクトラム障害
9:30 鼎談 障害と触法行為 ~触法行為に至るプロセスと背景を知る~ 辻川圭乃 (辻川法律事務所 弁護士) 大塚俊弘 (長崎こども・女性・障害者支援センター所長 精神科医) 中川英男 (滋賀県地域生活定着支援センター所長) コーディネーター:川島志保 (川島法律事務所 弁護士)	13:00~15:00 自分の助け方 ~カタイ私とやわらかい私~ 未安民生 (慶應義塾大学准教授) *20人限定	10:25 十一元三 (京都大学医学部教授)
11:00 鼎談 地域生活定着支援センターが向かう先は? ~我が国の制度設計への期待と現状~ 寺尾徹 (厚生労働省社会・援護局総務課長) 西村稔 (法務省保護局更生保護振興課長) コーディネーター:田島良昭 (全国地域生活定着支援センター協議会会長)	昼食	10:35 発達障害への多面的アプローチ 神尾陽子 (国立精神・神経センター精神保健研究所 児童・思春期精神保健部 部長)
12:00 昼食		12:00 昼食
13:00 今、考えること..... 村木厚子 (内閣府政策統括官)		13:00 発達障害への教育的支援の最前線・大学入試
13:45 高齢化率38%!福祉の町の創り方 齊藤栄 (熱海市市長) 辻哲夫 (東京大学高齢者社会総合研究機構教授) コーディネーター:野沢和弘 (毎日新聞論説委員)		14:20 上野一彦 (大学入試センター特認教授)
15:00 新しい障害福祉の制度を政治はどう創るのか? 【第1部】障害者権利条約と虐待防止法など諸々の課題について 中根まさひろ (民主党 障害者政策委員会事務局次長) 田村善久 (自由民主党 障害者政策委員会 厚生労働大臣) 柳屋敬悟 (公明党 前衆議院議員) 野沢和弘 (毎日新聞論説委員)		14:30 家族を基点に発達障害を考える 福島豊 (前衆議院議員) 市川宏伸 (東京都立小児総合医療センター顧問) 大塚滋 (旭中央病院脳神経外科部長) 進行:大塚晃 (上智大学総合人間科学部教授)
16:10 【第2部】知事セッション:地域主催からみた障害者福祉 尾崎正直 (青知県知事) 嘉田由紀子 (滋賀県知事) 福田嘉一 (栃木県知事) 酒井英彦 (広島県知事) 古川康 (佐賀県知事)		16:00 地球における権利擁護システム構築に向けて 特別講演:権利擁護システム構築への期待 辻哲夫 (東京大学高齢者社会総合研究機構教授) 事業報告:法人を核とする成年後見推進事業の成果報告 調査報告「滋賀県下19市町への訪問実態報告」 視察報告「先駆的実践の紹介」
18:00 【第3部】新しい障害者福祉の仕組みと財源について 石毛えい子 (民主党 厚生労働部会副議長) 新藤誠一 (自由民主党 障害者特別委員会委員長) 高木みちよ (公明党「社会保障制度調査会:障がい者福祉委員会」委員長) コーディネーター:古川康 (佐賀県知事)		17:00 シンポジウム:成年後見の社会化に向けて 山田史史 (財団法人日本後見) 尾崎史 (2016) 竹内優一 (竹内法律事務所) 山口浩次 (大津市社団)
19:00		17:30
19:15		19:00
21:00		このセッションはNPO法人あさがおの主催になります。当日に詳細なチラシを配布します。

交流会

21:15 分科会⑥ 新しい障害者福祉サービスをデザインする 講演 尾上浩二 (DPI日本会議 事務局長) シンポジウム 尾上浩二 (DPI日本会議 事務局長) 大久保常明 (全日本手をつなぐ育成会常務理事) 梶野友樹 (鳥取県福祉保健部障害福祉課長) 中野孝浩 (北海道庁地域福祉局長) 進行:福岡寿 (全国地域生活支援ネットワーク)
21:15 小室等コンタクト 今生きているということ
22:00 分科会⑦ 障害が重たい人の相談支援の具体的なあり方について 清水明彦 (西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループグループ長) シンポジウム 相談支援事業の地域格差の是正と事業ガイドライン 鈴木隆 (藤沢市役所) 菊本圭一 (埼玉県相談支援専門員協会) 高原伸幸 (厚生労働省障害福祉課専門官) コーディネーター:又村あおい (全国地域生活支援ネットワーク)
21:15 分科会⑧ 今後の発達障害者・障害児の支援を考える 内山博之 (厚生労働省障害保健福祉部 地域移行・障害児支援室長) 山岡修 (JDDネット副代表) 辻井正次 (中京大学現代社会学部教授) 進行:大塚晃 (上智大学総合人間科学部教授)

第3日目
2月6日(日)

8:30 元気が出る『行動援護』の話 ~外出支援からホームでの暮らしまで~
9:30 福岡たかまる (参議院議員) 田中真二 (積水ハウス(株) 総合住宅研究所 住生活研究所) *国土交通省の方に交渉中 コーディネーター:戸枝陽基 (全国地域生活支援ネットワーク副代表)
9:35 手帳がない!それでも支援が必要な人って、誰のこと? ~湯浅さん、「パーソナルサポーター」という仕組みについて教えて下さい~ 湯浅誠 (内閣府参与・反貧困ネットワーク事務局長) 聞き手:戸枝陽基 (全国地域生活支援ネットワーク)
10:35 ゲスト (交渉中) VS 嘉田由紀子 (滋賀県知事) VS 進行役:佐藤進 (埼玉県立大学学長) 鼎談 制度を作ること、人間として生きること
11:25 ケアする人の精神衛生 きたやまおさむ (精神科医・作家)
13:00 ファイナルトーク フォーラムのまとめと政府要望の中身発表 田中正博 (全国地域生活支援ネットワーク代表)
3日間を通して、政府への要望書を受け付けています。全国地域生活支援ネットワークのブースへおもちください。

*プログラムの変更や講師の入替えなどもあります。その際はどうぞご了承ください。

第1回子育て王国とっとり推進会議の開催について

平成23年1月21日
子育て支援総室

子育て王国とっとりプランの進捗管理や「子育て王国鳥取県」の実現のため、広く子育てに関わっておられる方のご意見等を伺うために設置した「子育て王国とっとり推進会議」を次のとおり開催し、平成23年度の子育て支援施策に係る事業の実施に向けた御意見等をお伺いしました。

1 開催日時

平成22年12月20日(月) 午前10時から正午まで

2 委員の構成

副知事(議長)、子育て中の人(3名)、将来子育てを行う人(1名)、地域で子育てを支援している人(2名)、児童福祉(2名)、保健・医療(1名)、教育(2名)、産業(1名)、労働(1名)、市町村(1名) (※当日の会議出席者は、別紙のとおり。)

3 主な意見

【保護者の相談支援等】

- 子育て中の親が、不安なことや困っていることを相談できる場所を整備することが重要である。
- 親の相談場所が散在していて分かりにくい。倉吉児童相談所の移転に当たっては、総合的な相談窓口を作ってほしい。
- 親が、自ら子育て支援サークルを立ち上げて運営している事例が少なくなっている。民生児童委員が主体となっているサークルもある。子育て支援サークルは、親が社会に関わるきっかけとして重要であり、人任せにしないことが求められている。
- 地域社会の崩壊や核家族化の進行等により、地域の人の子育てに関わるのが難しくなっている。子育て支援したい人とされたい人とをコーディネートしてくれるような機関が必要である。

【放課後児童クラブ】

- 放課後児童クラブの待機児童の状況について、実態を把握した方がいいのではないか。
- 学校支援ボランティアには、放課後児童クラブにも関わってもらうよう連携が必要ではないか。

【保育士等の人材育成】

- 保育士の人材育成のため研修会を開催しても、公立保育所の保育士は研修に出てこれない。公立保育所の保育士のうち、2/3～3/4が非常勤職員になっていることに原因があると思われる。非常勤職員であっても研修に参加しやすい環境づくりをお願いしたい。
- 「赤ちゃん登校日」は、全県的な取組として進めていく必要があるが、そのためには指導者育成が重要である。

【子育て王国とっとりプラン】

- 「子育て王国とっとりプラン」は、県民の方に必ずしも十分周知されているとはいえない。PR用の概要版を作成して関係機関に配布したらどうか。

【関係機関との連携】

- 幼保小連携は切れ目のない支援を継続するため重要であるが、特別な配慮が必要な子どもに関する情報等について小学校との連携(担任への引き継ぎ)がうまくいっていない。
- 大学と地域の連携が重要である。大学の近くに子どもを預けられるスペースを作って、学生ボランティアに子どもの相手をしてもらうと、保育所に入れない保護者の支援として有効ではないか。

【児童養護施設】

- 児童養護施設は、被虐待児等の最後の砦であるが、そこで働く保育士の人材確保が難しくなっている。県でもPR等について御協力をお願いしたい。

【その他】

- 地方分権が進んでも子育て支援に市町村格差が生じないように配慮をお願いしたい。
- 子どもの遊び用として市町村が整備している公園の遊具等について充実をお願いしたい。

第1回子育て王国とっとり推進会議 出席者名簿

分野	氏名	団体名等	出欠
鳥取県	藤井 喜臣	鳥取県副知事	出
子育て中の人	木村 江美子	西部地区子育てサークル代表者会副会長	出
	中村 幸恵	NPO法人えがおサポートLeaf&CHUCHU代表理事	出
	森本 孝志	元むつみ保育園後援会長	欠
将来子育てを行う人	香川 志都	大学生（鳥取大学地域学部地域教育学科）	欠
地域で子育てを支援している人	石黒 仁史	NPO法人賀露おやじの会	出
	塚田 比佳里	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク副代表	出
児童福祉	大橋 和久	鳥取県子ども家庭育み協会会長	出
	田中 佳代子	児童養護施設協議会運営委員	出
保健・医療	大羽 みゆき	倉吉市福祉保健部健康局保健センター主任保健師	出
教育	波多野 和雄	鳥取県私立幼稚園協会副会長	欠
	綾木 宏子	浜村小学校校長	出
産業	吉岡 学	鳥取県商工会青年部連合会会長	出
労働	安達 佳弘	鳥取労働局総務部長	出
市町村	伊達 憲太郎	境港市市民生活部子育て支援課長	出
計15名	男性8名、女性7名		

施設入所措置費等の徴収基準額の算定に係る規則の一部改正について

平成23年1月21日
子ども発達支援課
子育て支援総室

1 概要及び改正理由

施設入所措置及び医療給付等に要する費用のうち、被措置者(被給付者)等の徴収基準額(自己負担額)の算定に関し必要な事項を鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則及び鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則で定めている。

当該規則で徴収基準額(自己負担額)の算定基礎となる「所得税額等」は、所得税法及び租税特別措置法等に規定される控除事由の一部を控除の対象外として算定しているところであるが、今般、対象外となる控除事由について、国要綱が改正されたため、所要の改正を行う。

また、鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則については、国所管課・要綱が複数にわたり、要綱改正の時期も異なることから、対象外となる控除事由について各制度の取り扱い要領等に別に定めることとするものである。

2 今回の改正により対象外となる控除事由(別添イメージ図参照)

- 既存住宅に係る特定改修工事(バリアフリー工事等)をした場合の所得税額特別控除
- 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額特別控除

3 改正する規則と対象となる措置等

規 則	対象となる措置等	根拠規定(国要綱)
鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則	結核児童療育給付	母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱
	未熟児養育医療給付	
	助産施設入所措置	児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金に係る交付要綱
	母子生活支援施設入所措置	
	児童相談所から報告を受けた児童等の施設入所措置	
児童相談所から報告を受けた児童(障害児)等の施設入所措置	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱	
鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則	小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付	小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

4 施行期日

施行期日は公布日とする。

新たに策定する地域医療再生計画の概要について

平成23年1月21日
医療政策課

新たな地域医療再生計画の策定に向けて着手しました。

1 概要

国は、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとした。

○地域医療再生臨時特例交付金（H22年度国補正）の概要

都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援

- ・対象地域 都道府県単位（三次医療圏） ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏
- ・対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
- ・計画期間 平成25年度までの4年間
- ・予算総額 2,100億円

15億円×52地域〔各都府県1地域、北海道6地域〕、加算額1,320億円
高度・専門医療機能を担う医療機関の整備・拡充などを伴う大規模事業のケースに加算

- ・計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

2 スケジュール

- 12月～ 地域医療再生計画（案）の取りまとめ
【鳥取県の予定】
- 12月～1月 医療機関、医師会等への要望調査
 - 2月上旬 地域医療対策協議会、医療審議会での意見聴取
 - 2月中旬 常任委員会報告、パブリックコメント
 - 3月上旬 地域医療対策協議会、医療審議会での意見聴取
 - 中旬 地域医療再生計画（案）の決定
- 3月16日 地域医療再生計画（案）の提出期限
- 5月 中旬 国の有識者会議の開催（各都道府県の計画審査）
下旬 都道府県への交付額の内示
- 6月 月上旬 地域医療再生計画の確定、交付金交付申請手続き
中旬 都道府県への交付決定

3 交付額（基準額）

- ① 基礎額 15億円
 - ② 加算額 120億円の範囲内で①の基準額を超える額
医療機関の統合再編を伴う整備など①の基準額を超える事業費を要する事業
- ※既に実施している事業（H22.10.8以前に予算計上された事業）は交付の対象外

4 国の定める主な交付条件（案）

- ① 官民を問わない幅広い地域（医療関係者、地域住民等）の意見を聴取し、計画に反映
- ② 施設・設備整備事業は、原則として基金交付額と同額以上の県費、事業者負担等を上乘せしめた事業規模
- ③ 高度・専門医療機関等と連携する医療機関を適正数指定し、医療連携体制を構築
- ④ 加算額（3の②）を申請する場合
 - ・ 50億円を越える基金交付額を申請する場合、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関は、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で10%以上の病床削減
 - ・ 80億円を越える基金交付額を申請する場合、病院の統合再編

王子製紙株式会社米子工場からの水酸化ナトリウム流出事故について

平成23年1月21日
医療指導課

1 事故の状況

- 平成23年1月11日(火)午後3時30分頃、王子製紙株式会社米子工場(以下「米子工場」という。)において、ポンプの試運転中、水酸化ナトリウム(苛性ソーダ)の薬液が霧状に漏出。
- 従業員ら5名が薬液を浴び、うち3名が負傷(中等症2名は検査入院し12日退院。軽症1名は当日帰宅。)
- 薬液は、水で希釈し中和作業を行うとともに、緊急槽に留め、廃液処理が行われた。水酸化ナトリウム液の外部への流出はなかった。

2 県の対応状況

米子工場では、平成19年に水酸化ナトリウムを含む汚水的美保湾への流出事故を起こしており、今回は負傷者も発生していることから、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第17条第2項に基づく立入検査を1月12、13日に実施し、毒劇物の取扱いに同法上問題がないことを確認した。

【確認事項】

- ・事故発生時の状況(人員配置、手順、安全管理等)
- ・毒劇物の取扱状況(リスト、貯蔵管理帳簿、管理体制等)
- ・運搬、貯蔵等の施設基準(タンク、流出時安全施設、配管等)
- ・毒物劇物危害防止規定の運用状況
- ・貯蔵設備等の点検状況
- ・防災教育訓練等の実施状況 など

3 今後の対応

(1) 米子工場への対応

今回の事故は、法令を遵守し、安全作業手順書どおり修理作業が行われていたが、修理箇所ではない場所で突発的に発生したことから、原因の究明と改善報告書の提出を指示した。

(2) 業務上取扱者への注意喚起

今回の事故を踏まえ、県内の業務上取扱者に対してあらためて注意喚起を実施する。

(参考：業務上取扱者とは)

- ・電気めっき、金属熱処理、しろありの防除等の事業を行う者で、業務上シアン化ナトリウム等の毒劇物を取り扱うもの(法第22条第1項：知事への届出要)
- ・製紙業者、電気部品加工業者など毒劇物を業務上取り扱うもの(法第22条第5項：知事への届出不要)

県内のインフルエンザ流行開始について

平成23年1月21日
危機管理チーム
健康政策課

1 流行の状況

鳥取県の平成22年第52週(平成22年12月27日～平成23年1月2日)のインフルエンザ定点あたり患者数が、流行開始のめやすである1を超え2.34人となった。

【第52週の定点あたり患者数】

2.34人(東部地区(2.58人)、中部地区(3.50人)、西部地区(1.45人))

【県内におけるインフルエンザによる学校閉鎖等】

平成23年1月11日、鳥取市内の学校で今期初の学級閉鎖の報告があった。

2 死亡事例の報告

境港市在住 30歳代 女性(基礎疾患なし、インフルエンザワクチン未接種)
(経過)

1月7日(金)	・咳、咽頭痛を発症。
1月8日(土)	・午前、開業医を受診。発熱39.7度、悪寒、関節痛、咳、咽頭痛。インフルエンザ迅速検査A陽性。タミフル等を処方され帰宅。 ・午後5時半頃、自宅で心肺停止状態で見つかるのを発見され、救急搬送されたが死亡を確認。
1月9日(日)	・午後4時20分、PCR検査により新型インフルエンザ感染を確認。

<参考>全国の死亡事例(平成22年9月以降、平成23年1月6日厚生労働省発表資料より)

	0～9歳	10～19歳	20～39歳	40～59歳	60歳以上	計
死亡者	1人	0人	1人	0人	10人	12人
このうち基礎疾患を有する者	0人	0人	0人	0人	10人	10人

3 県の取組み状況

インフルエンザ流行入りの注意喚起と予防対策について、一般県民や社会福祉施設・学校、事業所等に対して以下のような普及啓発を実施する予定。

媒体	提供先
とりネット・とりネットモバイル	一般県民
あんしんトリピーメール配信	一般県民
広報チラシ	社会福祉施設、小・中・高等学校及び大学、医療機関、企業・事業所、外国の方が利用される施設、コンビニ(県内ファミリーマート、ポプラ、ローソン)等
新聞広告・テレビ・ラジオ等	一般県民

4 県民の皆様に対する感染予防についてお願い

○昨年10月からインフルエンザワクチン(新型、A香港型、B型の混合)の接種が可能です。

・かかりつけの医療機関に予約が必要。

・ワクチン接種は予防と重症化防止のためのものであるが、特に、高齢者や乳幼児、持病のある方など感染すると重症化する可能性のある方はインフルエンザの予防接種を受けましょう。

・ワクチンの効果は接種後早くも2週間、一般的に3～4週間が必要。接種希望者はできるだけ早く接種していただくことが必要です。

○外出先から戻った時の手洗い・うがいをしましょう。アルコールによる手指の消毒も効果的です。

○咳やくしゃみなどの症状がある場合は、咳エチケットを心がけましょう。

○インフルエンザ様症状がある場合はマスクを着用して早目に医療機関を受診し、医師の指示に従い治療しましょう。

(参考)

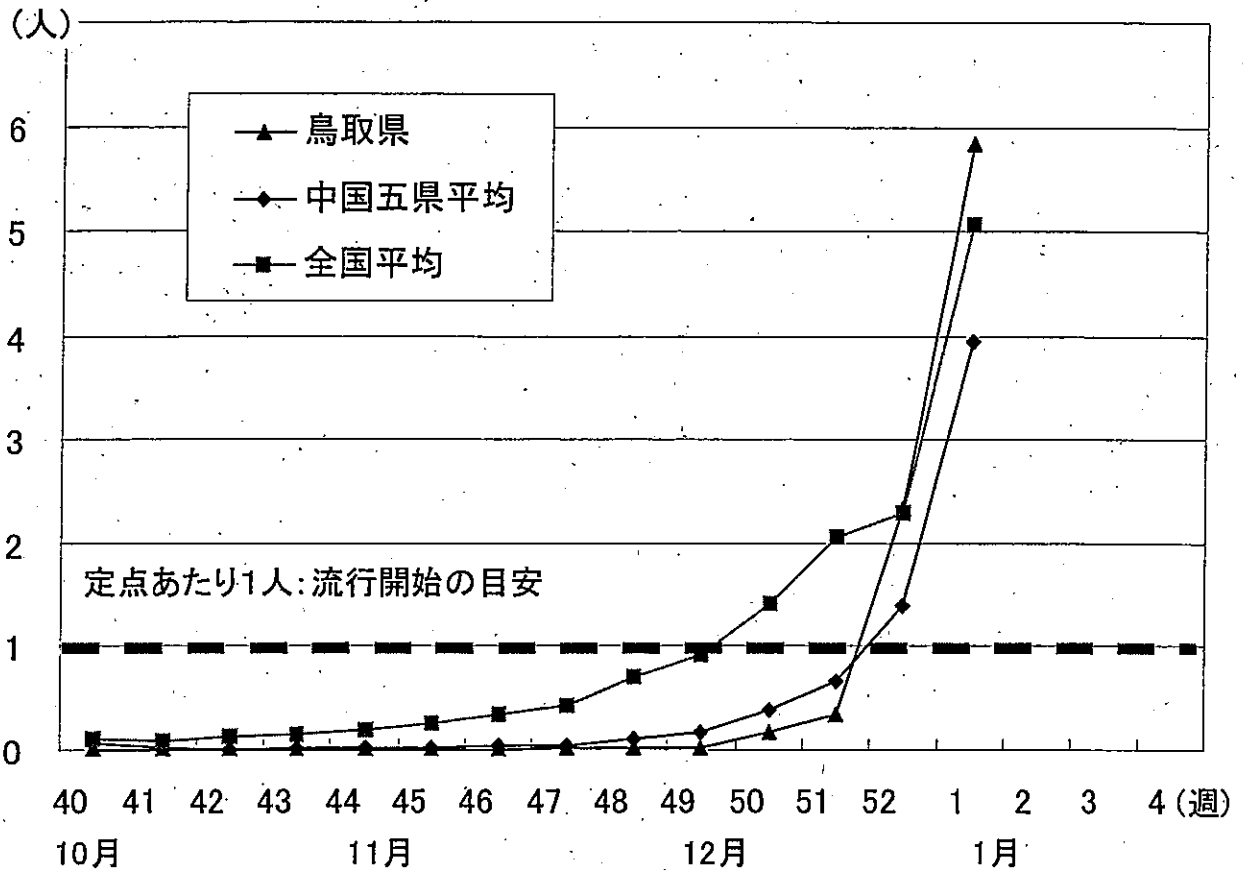
(1) インフルエンザの流行状態を把握する指標

定点あたり「1」以上の「流行開始のめやす」、定点あたり「10」以上の「注意報」、定点あたり「30」以上の「警報」の3つがある。

(2) 県内の定点医療機関: 29の小児科・内科の医療機関(東部12、中部6、西部11)

(3) 定点あたり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点あたりの患者数。(県全体で29名の患者数報告時に定点あたり患者数が1名となる)

2010年10月以降のインフルエンザ流行(定点当たりの患者数)状況



※2011年第1週(1/3~1/9)【鳥取県】 報告件数169件 定点当たりの患者数5.83人

県内のインフルエンザウイルス検出状況

種 別	件 数
新型インフルエンザ	83件
A 香港型	2件(※2件とも県外の方)
その他(ソ連型・B型)	0件

※平成22年12月27日~平成23年1月14日検出分

※全国状況も他の型に比較して、新型インフルエンザの検出数が多い。(12月検出状況)

感染症の予防のための施策の実施に関する計画(鳥取県感染症予防計画)の改正について

平成23年1月21日
健康政策課

1 鳥取県感染症予防計画(平成13年4月制定)の改正について

- 当該計画は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」第11条に基づき、国が策定する基本指針(以下「基本指針」という。)に即して定めることとされ、5年ごとに再検討を加え、必要があれば変更することとなっている。
- 平成16年10月に同計画の一部改正を行った後、感染症法及び基本指針の改正が行われていることから、年度内を目途に当該改正内容に合わせた一部改正を行う。

1 計画の概要

感染症発生時の迅速かつ的確な対応や発生に備えた平時の環境整備を図るため、あらかじめ地域の実情に応じた感染症の総合的な対策を感染症予防計画として策定し、公表している。
計画には、感染症発生予防及びまん延防止のための施策に関する事項、医療提供体制、緊急時における対策、感染症に関する研究の推進、人材養成、知識の普及等の事項が盛り込まれている。

2 改正の概要

(1) 患者等の人権を尊重するための変更

- ①全文にわたり、「人権への配慮」を「人権の尊重」に変更。
- ②感染症法の一部改正で新たに規定された「入院延長勧告に対する意見を述べる機会の付与」「入院時の処遇についての知事等への苦情の申し出」に関することを追加。

(2) 結核予防対策に関する規定の追加

- ①結核対策を総合的に推進するため「結核対策に係る具体的な対策プラン」を策定することを追加。
- ②結核医療に関する医療提供体制について明記した。

(3) 鳥取県の感染症に係る状況を追加

- ①県は地域の特性に配慮しつつ感染症の予防及びまん延の防止の施策を講ずることが求められていることから、予防計画の中に「鳥取県の感染症に係る状況」を追加。

(4) 新型インフルエンザ対策に関する規定の追加

- ①「国及び他の地方自治体と連携し、国内外の情報に努める」ことを追加。
- ②「新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その予防や治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める」ことを追加。

(5) 緊急時における施策に関する事項の追加

- ①「新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合などにおいては、国から職員や専門家の派遣等の支援を受けながら、迅速かつ的確な対策を講じる」ことを追加。
- ②緊急時においては「住民に対して感染症の患者の発生の状況等有益な情報を可能な限り提供する。この場合には県のホームページをはじめ、複数の情報提供媒体により、理解しやすい内容で情報提供を行う」ことを追加。

3 改正のスケジュール(予定)

平成22年6月～	改正案作成
平成22年11月10日	鳥取県感染症対策協議会で改正案の意見聴取
平成23年1月20日	鳥取県感染症対策協議会結核部会での意見聴取
平成23年1月下旬	関係団体(医師会、病院、市町村等)へ別紙により意見聴取
平成23年3月	計画改正

(参考) 鳥取県における感染症関連の計画について

- 鳥取県感染症予防計画
- 鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画

※いずれも感染症法により計画策定が求められているものであるが、新型インフルエンザ対応行動計画については、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」で策定が求められている「危機管理に関する計画」にも該当。(平成22年10月改正済み)

感染症の予防のための施策の実施に関する計画(鳥取県感染症予防計画)の改正について

<改正の背景>

- 本県における感染症の総合的な対策を明記した「鳥取県感染症予防計画」を平成13年4月に策定しています。(平成16年10月に一部改正)
- 本計画では、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更することとなっています。
- このたび、当該計画のベースとなっている「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)の改正内容を踏まえて、本計画の改正素案を作成しました。

<改正の素案>

- 1 患者等の人権を尊重するための変更として、全文にわたり「人権への配慮」を「人権の尊重」へ表現を変更します。また、感染症法の一部改正で新たに規定された「入院延長勧告に対する意見を述べる機会の付与」「入院時の処遇についての知事等への苦情の申し出」に関することを追加します。
- 2 平成18年感染症法改正で、結核予防法が廃止され、感染症法に統合されることになったことから、「結核対策に係る具体的な対策プラン」の策定や、結核医療に関する医療提供体制等、結核対策について明記します。
- 3 国の基本指針に、「地域の特性に配慮しつつ、感染症発生予防、まん延防止のための施策を講ずる」ことが追加されたことから、「鳥取県の感染症に係る状況」を追加します。
- 4 平成20年感染症法改正で、新型インフルエンザに係る感染症類型の見直しや対策が講じられたことから、新型インフルエンザ対策に関する規定を追加します。
- 5 平成18年感染症法改正で、病原体を扱う者への規制強化等テロ対策の取り組みが強化されたことから、新感染症の患者発生や生物テロが想定される場合など緊急時における施策に関する事項を追加します。